

石川工業高等専門学校

目 次

I	認証評価結果	2-(11)-3
II	基準ごとの評価	2-(11)-4
	基準 1 高等専門学校の目的	2-(11)-4
	基準 2 教育組織（実施体制）	2-(11)-6
	基準 3 教員及び教育支援者	2-(11)-9
	基準 4 学生の受入	2-(11)-12
	基準 5 教育内容及び方法	2-(11)-15
	基準 6 教育の成果	2-(11)-22
	基準 7 学生支援等	2-(11)-25
	基準 8 施設・設備	2-(11)-30
	基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(11)-32
	基準 10 財務	2-(11)-35
	基準 11 管理運営	2-(11)-37
<参 考>		2-(11)-39
i	現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(11)-41
ii	目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(11)-42
iii	自己評価の概要（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(11)-44
iv	自己評価書等	2-(11)-50

I 認証評価結果

石川工業高等専門学校は、大学評価・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準を満たしている。

当該高等専門学校の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 専攻科課程において、事前・事後指導を伴った3か月の長期インターンシップを必修科目として実施しており、実務経験を通じて、実践的技術者としての必要な事項を修得させるなど、有効に活用されている。
- 準学士課程及び専攻科課程ともに、就職率（就職者数／就職希望者数）は高く、就職先は、機械・電気製造業、建設業、運輸・通信・情報、電気・ガス・水道、各種技術サービスなど、各学科・専攻の専門性を活かし、養成すべき人材像に沿った業種となっている。また、進学率（進学者数／進学希望者数）も高く、進学先については、専攻科や工学系の学部、大学院が中心となっており、教育の成果や効果が十分に上がっている。

II 基準ごとの評価

基準 1 高等専門学校の目的

- 1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないこと。
- 1-2 目的が、学校の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 目的として、高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等が、明確に定められているか。

学校の目的として、学則に「教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）の精神にのっとり、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成 15 年法律第 113 号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成することを目的とする」と定められている。また、学校の使命が「人間性に富み、創造性豊かな実践力のある研究開発型技術者育成のための高等教育機関」と基本理念で定められ、その下に 4 項目の教育理念と 10 項目の養成すべき人材像が定められている。これに基づいて、準学士課程の学生が卒業までに身に付けるべき学力や資質・能力が、準学士課程の学習目標として「1. 技術者として必要な基礎学力と専門的知識を身につける」、「2. 意欲的・実践的に、ものづくりや課題の解決に最後まで取り組むことができる」、「3. 幅広い視点から自らの立場を理解し、社会や環境に配慮できる」、「4. 自分の考えを正しく表現し、公正に意見を交換することができる」と定められており、専攻科課程の学生が修了時まで身に付けるべき学力や資質・能力が、専攻科課程の学習目標として「A. 科学技術や情報を利用してデザインし創造することに喜びを知り、たゆまず努力することができる」、「B. 問題を発見・提起し、修得した技術に関する知識や理論によって解析し、解決までできる」、「C. 国際社会を多面的に考えられる教養と語学力を持ち、社会や自然環境に配慮できる」、「D. 実践的な体験をとおして、地域の産業や社会が抱える課題に積極的に対処できる」、「E. チームプロジェクト等を遂行するために必要な計画性をそなえ、論理的な記述・発表ができる」と定められている。

さらに、準学士課程、専攻科課程、各学科・専攻の学習目標が定められている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

1-1-② 目的が、学校教育法第 70 条の 2 に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないか。

目的は、学校教育法第 70 条の 2 に規定された「高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする」を踏まえて策定されていることから、高等専門学校一般に求められる目的からはずれるものではないと判断する。

1-2-① 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

目的を学校の構成員に周知するために、準学士課程及び専攻科課程の学習目標を教室等に掲示しているほか、学生便覧、シラバスに記載することにより、周知を図っている。また、教職員に対しては、学科主任や課長を通じて周知が図られており、さらに、教員会議における全教員に対する学習目標の内容説明、教員手帳への目的の記載、携帯用の教育理念・目標カードの配付などの取組が行われている。学生に対しては、年度初めの授業において、各科目の授業目標と関連した学校の学習目標について説明することにより周知を図っている。

実際の周知状況については、アンケート調査を実施しており、その結果、準学士課程2年次の学生では、「まったく知らない」又は「あまり知らない」との回答が多く改善が必要な状況にあるものの、その他の学生及び教職員については、おおむね周知されている状況にある。

これらのことから、目的が、学校の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

学校の目的は、ウェブサイトに掲載されているほか、学校の目的を記載した学校要覧の配布、専攻科学生募集要項への掲載等により社会に公表されている。また、中学校訪問時に学校要覧と募集要項を配付しているほか、学習目標の達成に関する企業調査を通して、専攻科修了生の進路先の企業に対し公表されている。

これらのことから、目的が、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

(注)

評価の観点に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号、施行日：平成19年12月26日）」施行に伴い、学校教育法第70条の2は第115条になった。

しかしながら、本評価結果においては、高等専門学校の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準 2 教育組織（実施体制）

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織）が、目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

準学士課程は、機械工学科、電気工学科、電子情報工学科、環境都市工学科、建築学科の5学科で構成されている。

各学科の学習目標は、準学士課程の学習目標1及び2に対応させて、機械工学科では「材料、エネルギー、計測制御、生産加工などの知識と技術を習得し、広い分野における『ものづくり』に応用することができる」、電気工学科では「エネルギー、エレクトロニクス、制御、通信、コンピュータなどの知識と技術を習得し、『ものづくり』や課題の解決に応用できる」、電子情報工学科では「情報・電子・通信などの基礎知識と技術を習得し、システム設計・開発を行うことができる」、環境都市工学科では「暮らしを支える施設の整備、防災、環境保全に関する知識を習得し、より良い都市づくりを目的とした課題に対処することができる」、建築学科では「建築を取りまく文化や技術の基礎知識を習得し、住生活から地域・都市環境にわたる建築への様々な課題の解決に応用できる」と、それぞれ明確に定められている。

各学科の学習目標は、学校として定めている準学士課程の学習目標と整合性を持ち、学校教育法に定める「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する」内容に適合するものとなっている。

これらのことから、学科の構成は、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

専攻科課程は、準学士課程の機械工学科、電気工学科及び電子情報工学科を基盤とする電子機械工学専攻と、準学士課程の環境都市工学科及び建築学科を基盤とする環境建設工学専攻の2専攻で構成されている。

各専攻の学習目標は、専攻科課程の学習目標の内容である専門知識・技術の修得・活用に対応させて、電子機械工学専攻では「機械、電気、電子、情報などの専門分野に関する高度な技術と専門以外の幅広い知識を修得し、修得した技術を活用することができる」、環境建設工学専攻では「快適な生活空間を設計する居住計画、都市計画などの専門分野に関する生活・住環境に優しい技術と専門以外の幅広い知識を修得し、修得した技術を活用することができる」と、それぞれ明確に定められている。

各専攻の学習目標は、学校として定めている専攻科課程の学習目標と整合性を持つものとなっている。

これらのことから、専攻科の構成は、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-③ 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的なセンターとして、情報処理センター及びトライアル研究センターが設置されている。

情報処理センターは、情報処理教育及び電子計算機システムの利用を円滑にするとともに、教育、研究及び事務等に関する情報処理の高度化を図ることを目的として設置されており、演習室を利用した授業で活用されている。また、学内LANによる e-learning システムの活用、実験実習、卒業研究などに広く活用されているなど、教育理念に定める「高度な科学技術に対応できる実践力」を養成する場として広く活用されている。

トライアル研究センターは、学内共同教育研究施設として、総合技術開発能力のある学生の育成及び地域産業界等との共同研究、技術交流の推進等により、教育研究活動の推進を図ることを目的として設置されており、創造工学演習などの授業で活用されているほか、実験系科目での工学実験、データ分析などに活用されており、卒業研究の場としても広く活用されている。また、学外実習、長期インターンシップはトライアル研究センターを通じて企業に受入を要請していることから、専攻科の学習目標「D. 地域社会への対処」の達成にも寄与している。

これらのことから、各センターは、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動を行っているか。

教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制として、学校全体の円滑な管理運営の推進と運営機能の強化を目的とし、校長が総括する総合企画室で開催される総合企画会議により、教育課程の見直しが提起され、主任会議において検討・決定する体制が整備されている。また、教育課程を有効に展開するための検討・運営体制として、主任会議の決定を受けて、準学士課程においては教務委員会が、専攻科課程においては専攻科委員会が、それぞれ教育課程を有効に展開するための具体的な作業方針などの検討・提案を行い、各学科会議で具体的検討・審議を行う体制が整備されている。

これらの体制によって、学習目標の整理及びそれに伴う教育課程編成の見直しに関する重要事項がそれぞれの会議・委員会において審議されている。

これらのことから、教育活動を展開する上で必要な運営体制が整備され、必要な活動を行っていると判断する。

2-2-② 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。

専門科目と一般科目の連携を図ることや各専門基礎科目の連携を図ることなどを目的として、教員間ネットワーク委員会が設置されており、数学に関する習得内容の現状と問題点が検討され、各専門科目の授業内容、進度などが見直しが行われたほか、数学と専門科目の連携を図るため、シラバスの内容について改訂を行うなどの取組が行われていることから、一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が機能的に行われていると判断する。

2-2-③ 教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

教育活動を円滑に実施するための支援体制として、学級担任制度が整備されており、学級担任は、学生と各授業科目担当教員との連絡調整を行うなど、教育活動を支援しているほか、学外実習の実施や学習指導等の教育活動を展開している。これらの学級担任による活動を支援するため、教員マニュアルが作成されており、学級担任の役割が明記されている。課外活動については、部活動ごとに1人～3人の顧問教員を定めており、顧問教員に対して指導手当を支給するなどの支援が行われている。また、学級担任や顧問教員の活動に対しては、学生課による事務的支援も行われている。

これらのことから、教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。

一般科目担当教員として、専任教員23人、非常勤講師21人が配置されている。各授業科目の内容に対応した専門分野の主に修士以上の学位を有する教員が配置されており、特に、学習目標に沿って、技術者育成の基礎となる数学においては、修士以上の学位を持つ専任教員6人のうち半数が博士の学位を有している。また、実践的な英会話能力修得のため平成17年度より外国人の専任教員1人を配置している。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-② 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

専門科目担当教員として、専任教員53人、非常勤講師21人が配置されている。各授業科目の内容に対応した専門分野の教員が配置されており、特に、学習目標「1. 基礎学力と専門知識」を学生に身につけさせるために、各学科とも、博士の学位を持つ教員を中心に配置している。また、学習目標「2. 課題の解決」を達成するために、企業や大学での経験を持つ教員を半数近く配置しているほか、電子情報工学科には第1級無線技術士の資格を持つ教員1人、建築学科には1級建築士の資格を有する教員3人及び1級建築士と技術士の両資格を有する教員1人を配置している。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な専門科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-③ 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。

専攻科課程の授業科目担当教員は準学士課程の一般科目担当教員と専門科目担当教員46人が兼担しており、各授業科目の内容に対応した専門分野の教員が配置されている。また、学則に定める専攻科の目的「精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること」に照らし、博士の学位を持つ教員を中心とした配置がなされている。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-④ 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置（例えば、均衡ある年齢構成への配慮、教育経歴や実務経験への配慮等が考えられる。）が講じられているか。

実践的な教育を施すため、教育経歴及び実務経験のある教員の採用が行われており、教員の半数以上が教育経歴又は実務経験を有している。また、より専門性の高い教育を実践するために、博士の学位取得者数を増やす努力が行われており、専門学科では、博士の学位を有する教員が8割を超えている。学生の国際性向上を図るため、平成17年度に英語担当の外国人専任教員1人を公募採用している。

教育経歴及び実務経験のある教員の採用等、均衡ある年齢構成への配慮が講じられていることから、各専門学科及び一般教育科の教員の年齢構成は、20歳代がやや少ないものの、おおむね均衡のとれたものとなっている。

これらのことから、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

教員の採用や昇格については、教員選考規則及び「教員の任用方針について」により定められている。選考は教員選考諮問委員会により行われており、採用や昇格に係る処理フローが定められている。

採用に際しては、関係大学、高等専門学校、企業、学会等へ広く公募している。審査に関する書類選考（一次選考）及び面接（二次選考）の手続きを定め、審査に際しては模擬授業を課して教育能力を評価することが教員選考規則に定められており、適切に運用がなされている。また、昇格に際しては、昇任候補者が所属する学科の全教授により教育能力の評価が行われているほか、「教員の任用方針について」に基づき適切に運用がなされている。

非常勤講師の採用に当たっては「非常勤講師任用に関する資格要件」が定められており、この規定に基づき適切に運用がなされている。

これらのことから、教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、実際に評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育研究活動等の状況及び社会貢献の業績等について点検及び評価を行うことを目的に、教育業績評価委員会が設置されている。年度当初に教員により作成された、教育、研究、学生生活指導、学内貢献、社会貢献の各項目について詳細な教育研究活動の評価項目が設定された業務申請配点表及び年度末の活動実績報告書が教育業績評価委員会に提出され、これに校長による授業参観、学科主任からのヒアリングを評価の一部として取り入れて、教育業績評価委員会が教員の教育業績の評価を行う体制となっている。

評価の結果把握された事項については、教員顕彰実施要項を定め、教育業績評価委員会の評価結果により、表彰が行われている。また、評価結果は、校長と教員との面談により個々の教員にフィードバックされており、評価の低い教員に対しては、校長による個別指導が行われている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、実際に評価が行われており、また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 学校において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

教育課程を展開するための教育支援者として、事務職員及び技術職員が、総務課と学生課から構成されている事務部に配置されている。

事務職員については、業務内容が事務分掌細則に明文化されており、総務課の図書係、学生課の教務係

に、教育課程の展開に直接的に関係する事務職員が配置されている。図書系には、司書2人が配置されており、教育・研究に必要な図書の購入と管理、文献検索の便宜を図るなどの支援を行っている。学生課教務系には事務職員4人が配置され、教育課程の編成及び授業に関すること、教育改善に関すること、学生の試験及び成績に関することなどを扱い、シラバス作成、成績管理、履修管理、インターンシップ管理等を担当している。定期試験の成績報告、シラバス作成などは学内LANを活用したオンラインシステムを構築して効率的な処理を行っている。

学生課の技術職員については、技術職員組織規則が定められている。15人の技術職員が、必要とされる専門技術の内容に応じて機械系、電気・電子情報系、建設・環境・物質系の3つのグループに配置されており、学生の実験・実習の技術的支援や教職員からの技術相談等の業務を実施している。

これらのことから、教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者の選抜が、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜（例えば、準学士課程入学者選抜、編入学生選抜、留学生選抜、専攻科入学者選抜等が考えられる。）の基本方針などが記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に公表されているか。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として、準学士課程の推薦・学力選抜においては、入学希望者本人の適性に関して「石川高専に適する人は」として、ものづくりに興味があることなど3項目を掲げ、また、各学科で求める学生像に関して「5つの学科が求める人は」として、各学科の専門に関連した3項目を掲げている。更に、入学者選抜における入学者受け入れ方針に関して「石川高専に入学するには」として、「中学校で学んだことを身につけている人」、「特に、数学・理科の基礎学力がある人」、「いろいろな問題に出会ったとき、自分で考えて答を探そうとする人」の3項目が定められている。

編入学の入学者受入方針として、「高等学校において学んだ工学の基礎を身につけている人」、「向上心を持ち、より高い目標に向けて努力する人」、「自主性と協調性を持ち、自分の行動に責任を持てる人」の3項目が定められている。

専攻科課程の入学者受入方針として、「高等専門学校の卒業学科において工学の基礎を習得した人」、「幅広い分野の工学知識について学習する意欲のある人」、「国際的に通用する技術者として、社会貢献する意欲のある人」の3項目が定められている。

これらの入学者受入方針は、教員会議及び入学試験の実施に関する会議において教職員への周知を図っているほか、全教職員に配付されている教育理念・教育目標カードにも記載されている。教職員の周知状況を確認するため周知度調査が行われており、その結果、教員には周知されている状況にあるものの、事務職員では半数以上の者が「まったく知らない」あるいは「あまり知らない」と回答していたことから、事務部長からの電子メールにより周知と認識の徹底を図る取組が行われたほか、入学者受入方針が記載された「教育理念・目標カード」を携帯するよう指導が行われている。

入学者受入方針は、学校要覧に記載されているほか、ウェブサイトにより公表されている。また、中学生に対しては、中学校訪問の際配布している学校紹介リーフレットに記載しており、将来の学生を含めた受験関係者に対しては、学生募集要項、専攻科学生募集要項、編入学生募集要項等に入学者受入方針を明記して、各方面に配布することにより、公表されている。

これらのことから、教育の目的に沿って求める学生像等が明確に定められ、学校の教職員に周知され、また、将来の学生を含め社会に公表されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されているか。

進学士課程入学者選抜においては、「石川高専に適する人は」の3項目は、志望学科選択、及び中学校の学校長による推薦所見で確認されている。入学者受入方針である「石川高専に入学するには」の各項目に対しては、「中学校で学んだことを身につけている人」を推薦選抜の内申書及び学力選抜の内申書と学力試験で確認しており、「特に、数学・理科の基礎学力がある人」、「いろいろな問題に出会ったとき、自分で考えて答を探そうとする人」を推薦選抜の面接試験で確認している。

編入学選抜においては、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）のうち「高等学校において学んだ工学の基礎を身につけている人」であることを英語、数学、及び基礎的な専門科目の試験を行うことにより評価・確認している。また、面接試験で、志望動機や高専での学習への意欲などを確認することにより、向上心、自主性、協調性などの評価が行われている。

専攻科課程推薦選抜においては、面接における志望動機についての質問などを通して入学後の「学習と社会貢献に対する意欲」を確認し、工学の基礎的な事項に関する口頭試問によって「幅広い工学の知識」の確認が行われている。専攻科課程学力選抜においては、TOEICの試験結果を判定材料とするとともに、数学及び専門分野科目の試験を課して、「高等専門学校の卒業学科において工学の基礎を習得」していることが確認されている。志望動機や学習意欲については、面接により確認されている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されていると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかについての検証は、入学試験委員会の下部組織である入学試験実施委員会によって行われており、学生の進級率及び学科ごとの学生の就職企業先により検証した結果、進級率はどの学年学科ともほぼ90%程度を保っていること、また、学生の就職企業先は多くが製造業であり、学生の就職進路先は各学科の専門性を活かした、ふさわしい企業が主体であることから、入学者受入方針に沿った学生が入学していると捉えている。

検証結果を検討材料として、入学試験委員会において、調査書の内容を重視する推薦選抜の募集人数を12人程度から15人程度に増やすことを決定しているほか、学力選抜に関しては調査書と学力検査の配点比率を変更することにより、従前より学力検査の得点を重視すること、及び志望先学科について、第2志望の学生に対し第1志望の学生を重視する改善を行い、当該学科への学生の入学意志を重視することが決定されている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

進学士課程においては、過去3年間の状況では、実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていないと判断する。

専攻科課程においては、過去3年間の状況では、実入学者数が入学定員をやや上回っているものの、施設設備の面など、教育を実施する上で、支障がない状況にあることから、実入学者数が、入学定員を大幅

石川工業高等専門学校

に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていないと判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(準学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、進級・卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。
- 5-4 人間の素養の涵養に関する取組が適切に行われていること。

(専攻科課程)

- 5-5 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-6 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-7 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-8 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<準学士課程>

5-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置（例えば、一般科目及び専門科目のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。

準学士課程においては、学習目標に照らして、授業科目が配置されており、一般科目と専門科目のバランスについては、低学年では一般科目が多く、高学年では専門科目が多くなる、いわゆるくさび形の配置となっている。また、教育課程が体系的に編成されていることについては、科目系統図により明確に示されている。授業の内容を表すシラバスには、学習目標との関連が明記されているほか、準学士課程の学習目標を達成するために当該授業科目における学生の到達目標を明確にするなど、授業の内容が適切となるよう配慮されており、実際の授業の内容も教育の目的を達成するために適切なものになっている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、また、授業の内容は教育の目的を達成するために適切なものとなっていると判断する。

5-1-② 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

学生の多様なニーズに対応した教育課程の編成への配慮として、4年次編入学生に対して、必要に応じて補充教育と成績認定を行っている。また、外国人留学生に対して、留学生用の授業カリキュラムを編成するなど、多様なニーズに対応した教育課程の編成に配慮している。

国際化に伴う英語教育の必要性及び高度な数学の知識が要求される社会的な要請に応えるために、教育課程を改訂し、英語と数学の配当単位を増加させているほか、近年のバイオテクノロジーの進展に対応できる人材の育成を目的として、「生命の科学」1単位を4年次の必修科目として新設している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-2-1① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮等が考えられる。)

各学科とも、学習目標「1. 基礎学力と専門知識」を身に付けるための低学年の授業形態は、講義が主体となっており、高学年になるに従い、実験や実習等の比率を増加させている。また、一つの授業科目内でも、講義に偏らないよう、演習を取り入れるなど、教育の効果をあげるよう配慮された授業形態となっており、全体として、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切である。

学習指導法の工夫として、「基礎数学D」、「解析学 I」、「解析学 II」では、学生の学習意欲を引き出すために、独自の探求課題教材が作成されている。また、「電気電子工学実験 I」では、学生のプレゼンテーション能力を高める、少人数による対話・討論型授業が行われている。「建築設計」では、学生のものづくりに対する意欲を高めるために、計画・設計から実施制作までを課して、少人数のワークショップ形式の授業が展開されている。

教材の工夫として、e-learning システムの教材を導入しており、英語教育で活用されているほか、自学自習支援システムが導入され、60 以上のプログラムが実施されており、予習、復習、課題提出等に有効に利用されている。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-1② 教育課程の編成の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、「シラバス原稿作成要領」に基づき、統一した観点で作成されており、授業目標欄に準学士課程の学習目標との関係を明示して、当該授業の目標が記述されているほか、授業の予定が年間スケジュールとして示されている。また、定期試験で確認する内容は「学生の到達目標」として明記されているほか、評価方法も明記されているなど、教育課程の編成の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成されている。

シラバスの活用については、「シラバスの活用に関する申し合わせ」を定めている。新学期に、担任から当該学年で履修する全科目が掲載されたシラバス集が学生に配付され、教員は、担当する授業科目の最初の授業で、科目及び関連した学校の目標の説明、試験等でのシラバスの活用方法のほか、学修単位にあっては事前事後学習の必要性について説明がなされている。シラバスは、冊子のほかウェブサイトでも公開されており、活用がなされるよう配慮されている。

学生による実際のシラバスの活用状況を確認するためにアンケート調査が実施されており、その結果から、おおむね活用されている状況にある。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-1③ 創造性を育む教育方法 (PBL など) の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

準学士課程の学習目標「2. 課題解決への姿勢」に沿って、課題解決能力の育成に関する授業や学生支

援プログラムが実施されており、建築学科では、2～4年次の学生を対象とした「建築設計」において、間伐材の有効利用をめざした実物制作（ベンチ）によるものづくり教育の実践において、構想から計画・設計、実施制作までを通して経験させることにより、ものづくりに対する知見を養うことを目的とした授業が行われており、創造性を育成するための基礎的素養として、ものづくり教育が展開されている。また、学科横断的な学生グループからプロジェクト企画案を募り、審査を経て採択されたプログラムを実施する「石川高専オンリー1プロジェクト」が行われており、自由部門と課題部門とにおいて、学生の自主的な活動により、学生が持っている創造性を発揮する場が提供されていることから、創造性を育成するための基礎的素養として、自主性、問題解決能力の育成が図られている。

インターンシップは、4年次で希望する学生に対して、2週間程度の期間で企業での学外実習が行われている。8割以上の学生が実習を受けており、学生にとって進路決定、専門科目の必要性の再認識、社会常識（規範）の確認など多くの教育効果を生み出している。

これらのことから、創造性を育む教育方法の工夫やインターンシップの活用が行われていると判断する。

5-3-① 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価・単位認定や進級・卒業認定に係る規定として、「学業成績評価及び進級・卒業認定に関する規則」が定められており、この規則は学生便覧に記載されている。また、新入生には新入生オリエンテーションで説明されているほか、学級担任が年度当初にシラバスを配付し、説明を行うなど、学生への周知が図られており、実際に周知されている。

試験結果については、学期末に学生の意見の申立の機会を設けている。

各教員は規則とシラバスに明示した評価方法に沿って成績をつけて単位を認定し、最終的な進級及び卒業の認定は全教員が出席する進級判定会議及び卒業判定会議において審議されている。

これらのことから、成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されており、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-4-① 教育課程の編成において、特別活動の実施など人間の素養の涵養がなされるよう配慮されているか。

教育課程の編成において、1年次から3年次まで特別活動の時間が週1回実施されている。また、講演会、見学会、旅行会が実施されているほか、球技大会や学校祭などの学生会活動などにより、協調性等の人間の素養の涵養がなされている。

これらのことから、教育課程の編成において、人間の素養の涵養がなされるよう配慮されていると判断する。

5-4-② 教育の目的に照らして、生活指導面や課外活動等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されているか。

生活指導面では、学級担任により、教員マニュアルの中の「学生指導について」に沿って生活指導が実施されており、常に規則正しい生活を心がけるよう指導が行われているほか、放課後や休日においては、自学自習に励み、課外活動に参加するなど有意義な学生生活を送るよう指導が行われ、自主性、社会性が涵養されるよう配慮されている。

課外活動では、すべての部・同好会に教員が顧問として配置されているほか、学生会が主催するクラブリーダー会議において学生主事等による指導が行われており、協調性を高めるなどの配慮がなされている。

これらのことから、生活指導面や課外活動等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されていると判断する。

<専攻科課程>

5-5-① 準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

専攻科課程は、電子機械工学専攻と環境建設工学専攻により構成されており、電子機械工学専攻は準学士課程の機械工学科、電気工学科及び電子情報工学科を、環境建設工学専攻は環境都市工学科及び建築学科をそれぞれ基盤として構成されている。また、各専攻において、準学士課程の専門分野と関連した授業科目を系統的に配置した教育課程が編成されている。

これらのことから、準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっていると判断する。

5-5-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。

専攻科課程の学習目標の項目ごとに、準学士課程の授業科目との連携を考慮して、専攻科課程の授業科目が体系的に編成されている。また、教育課程が体系的に編成されていることについては、科目系統図により明確に示されている。

授業の内容については、シラバスに学習目標との対応を明確にして示されており、実際の授業の内容も教育の目的を達成するために適切なものとなっている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、また、授業の内容は教育の目的を達成するために適切なものとなっていると判断する。

5-5-③ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。

単位認定の実績はまだないものの、金沢大学と単位互換に関する協定を結んでいるほか、石川県内の大学、短期大学、高等専門学校及び放送大学による単位互換制度及び科目等履修生制度等に基づく事業である「いしかわシティカレッジ」協定に加わり、他の大学等において履修した授業科目を、当校における履修とみなして単位を認定することとしている。

また、アンケート調査を行い、学生の多様なニーズの把握に努めており、アンケート結果に基づき、環境建設専攻において当初の科目に加え、建築系の2科目を追加して選択の幅を広げたほか、「創造工学演習Ⅰ、Ⅱ」の授業内容の充実を図っている。

社会の要請に対応させるために、現代社会・地域社会、環境問題を理解し、それらに対応するため「環境倫理」、「環境技術総論」を配置しているほか、外国語によるコミュニケーション能力を養うための科目として「オーラルコミュニケーション」を配置している。

修了生の就職先企業に対し、専攻科の学習目標に関するアンケート調査を行っており、その結果、多くの企業で学習目標B「問題を発見・提起し、修得した技術に関する知識や理論によって解析し、解決まで

できる。」を大切な目標と考えていることから、「特別研究」や「創造工学演習」を配置して「問題の発見・提起と解析・解決能力」の向上に努めている。

これらのことから、学生の多様なニーズや社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-6-1① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。)

専攻科課程では、学習目標C(2)「外国語によるコミュニケーション能力がある。」、学習目標E(1)「日本語による論理的な記述、コミュニケーションができる。」に照らして、語学において演習科目の割合を高く設定しているなど、教育の目的に照らして授業形態のバランスが適切である。

また、学習指導法の工夫として、「創造工学演習」をはじめ、多くの授業を少人数教育で実施している。また、「オーラルコミュニケーションⅡ」では、TOEIC試験を利用した教育を行っており、「日本語表現」では、発表や討議を取り入れてプレゼンテーション能力の向上を図るなど、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-6-1② 創造性を育む教育方法(PBLなど)の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

「創造工学演習Ⅰ」及び「創造工学演習Ⅱ」においては、基礎工学の修得とともに、問題を発見・提起し、解決できる基礎能力の育成と応用力を養うことを目的として、学生のグループごとに「医療機器の構造設計と製作～自立支援型車椅子の利便性～」などのテーマ課題について、検討してものづくりを行う教育方法により、問題発見・解決能力など、創造性の基礎的素養の育成がなされている。

平成18年度からは事前・事後指導を伴う3か月の長期インターンシップを必修科目として実施し、その成果発表とレポートを総合して成績評価が行われており、実務経験を通じて、実践的技術者として必要な事項を修得させるなど、インターンシップが有効に活用されている。

これらのことから、創造性を育む教育方法の工夫やインターンシップの活用が行われていると判断する。

5-6-1③ 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示など内容が適切に整備され、活用されているか。

シラバスは、「シラバス原稿作成要領」に基づき、統一した観点で作成されており、授業目標欄に専攻科課程の学習目標との関係を明示して、当該授業の目標が記述されているほか、授業の予定が年間スケジュールとして示されている。また、定期試験で確認する内容は「学生の到達目標」として明記されているほか、評価方法も明記されているなど、教育課程の編成の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成されている。

シラバスの活用については、「シラバスの活用に関する申し合わせ」を定めている。授業担当教員は、担当する授業科目の最初の授業で、科目及び関連した学校の目標の説明、試験等でのシラバスの活用方法のほか、学修単位にあつては事前事後学習の必要性について説明している。シラバスは、冊子のほかウェブサイトでも公開されており、活用がなされるよう配慮されている。

学生による実際のシラバスの活用状況を確認するためにアンケート調査が実施されており、その結果、半数を超える学生が活用していると答えており、おおむね活用されている状況にある。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-7-① 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、技術職員などの教育的機能の活用、複数教員指導体制や研究テーマ決定に対する指導などが考えられる。）が行われているか。

学生の研究指導には、研究テーマに沿ってそのテーマを専門とする2人の教員を配置しており、複数教員による指導体制となっている。中間発表で研究の進捗状況を確認すると共に、指導教員以外の意見等を参考にその後の研究指導を行うなど、多面的な視点からの研究指導が行われる体制となっている。また、技術職員により機器の操作などの実験補助が行われている。

学生が特別研究の成果について、学外の学会等で講演発表や論文発表を行っていることから、専攻科において、研究の成果を学外の学会等で発表することのできるレベルまでの研究指導が行われている。

これらのことから、専攻科で修学するにふさわしい研究指導が行われていると判断する。

5-8-① 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

学則及び専攻科履修科目授業内規において授業方法、成績評価法、専攻科修了基準等が規定されている。これらの規則は学生便覧に記載されている。また、年度初めのガイダンスにおいて「専攻科履修の手引き」を配付し、成績評価方法及び単位認定及び修了認定の基準、授業形態と1単位の学習時間数における注意等の説明が行われている。各科目の具体的な成績評価方法は、科目ごとにシラバスに明示し、周知が図られている。学生の周知状況は、アンケートで把握されており、その結果から、十分周知されている状況にある。

各教員は規則とシラバスに明示した評価方法に沿って成績評価を行い、単位を認定し、最終的な進級及び卒業の認定は全教員が出席する進級判定会議及び卒業判定会議において審議され、適切に実施されている。また、試験結果については、学期末に学生の意見の申立の機会を設けている。

これらのことから、成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されており、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

<準学士課程>

- 教材の工夫として、e-learning システムの教材を導入しており、英語教育で活用されているほか、自学自習支援システムが導入され、60以上のプログラムが実施されており、予習、復習、課題提出等に有効に利用されている。

<専攻科課程>

- 事前・事後指導を伴う3か月の長期インターンシップを必修科目として実施しており、実務経験を通じて、実践的技術者としての必要な事項を修得させるなど、有効に活用されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 高等専門学校として、その目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。

準学士課程、専攻科課程ともに、教育理念に沿って卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力が各課程の学習目標として定められており、授業科目は学習目標の各項目に対応させて配置されている。その授業科目のうち学生が単位を修得することにより、学習目標の各項目を達成するものとして配置されている授業科目の単位修得状況を卒業（修了）判定会議において確認し、卒業（修了）認定を行うことにより達成状況の把握・評価が行われている。

これらのことから、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得状況、進級の状況、卒業（修了）時の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作などの内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

準学士課程においては、単位修得状況、進級及び卒業認定の状況から判断して、教育の成果や効果が上がっている。専攻科課程においては、単位修得状況、修了認定及び学士の学位取得状況から判断して、教育の成果や効果が上がっている。

これらのことから、各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

準学士課程では、就職率（就職者数／就職希望者数）が高く、就職先は、機械・電気製造業、建設業、運輸・通信・情報、電気・ガス・水道、各種技術サービスなど、各学科の専門性を活かし、養成すべき人材像に沿った業種となっている。また、進学率（進学者数／進学希望者数）も高く、進学先については、準学士課程では、専攻科や工学系の学部が中心となっている。

専攻科課程では、就職率（就職者数／就職希望者数）が極めて高く、就職先は、機械・電気製造業、建設業、運輸・通信業など、各専攻の専門性を活かし、養成すべき人材像に沿った業種となっている。また、進学率（進学者数／進学希望者数）も極めて高く、進学先は、工学系の大学院が中心となっている。

これらのことから、教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、教育の成果や効果が十分に上がっていると判断する。

6-1-④ 学生が行う学習達成度評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生が行う学習達成度評価として、平成 18 年度の卒業（修了）生に対し、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力についての達成度調査が実施されている。その結果から、準学士課程では、「やや達成されている」又は「十分に達成されている」と回答した学生の割合はそれほど高くはないものの、機械工学科でやや高く現れており、全体としておおむね達成されている。

専攻科課程では、「やや達成されている」又は「十分に達成されている」と回答した学生の割合は、学習目標のうち「C. 国際社会を多面的に考えられる教養と語学力を持ち、社会や自然環境に配慮できる」について低く現れており、検討の余地があるものの、「E. チームプロジェクト等を遂行するに必要な計画性をそなえ、論理的な記述・発表ができる」に対しては高く現れており、全体としておおむね達成されている。

これらのことから、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や進路先などの関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 16 年度の卒業生及び平成 15～17 年度の修了生に対して、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力について、どの程度身に付いているかを中心としたアンケート調査を実施している。また、平成 16 年度の卒業生及び平成 15～17 年度の修了生の就職先企業に対しても同様に、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力について、卒業（修了）生がどの程度身に付けているかを中心としたアンケート調査を実施している。

調査結果から、卒業生では、各学習目標共に、「やや達成されている」又は「十分に達成されている」と回答した者の割合はそれほど高くはないものの、全体としておおむね達成されている。修了生では、「やや達成されている」又は「十分に達成されている」と回答した者の割合は、学習目標のうち「C. 国際社会を多面的に考えられる教養と語学力を持ち、社会や自然環境に配慮できる」及び「D. 実践的な体験をとおして、地域の産業や社会が抱える課題に積極的に対処できる」についてやや低く現れているものの、全体としておおむね達成されている。

また、企業側の調査結果から、卒業生、修了生共に各学習目標に対して、比較的高い評価が得られている。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果からみて、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 準学士課程及び専攻科課程ともに、就職率（就職者数／就職希望者数）は高く、就職先は、機械・電気製造業、建設業、運輸・通信・情報、電気・ガス・水道、各種技術サービスなど、各学科・専攻の専門性を活かし、養成すべき人材像に沿った業種となっている。また、進学率（進学者数／進学希望者数）も高く、進学先については、専攻科や工学系の学部、大学院が中心となっており、教育の成

果や効果が十分に上がっている。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。
- 7-2 学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言、支援体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

準学士課程の学生に対して、学習を進める上でのガイダンスのため、学生便覧を作成しており、入学者に対しては、入学後のオリエンテーションで、教務主事、担任、学科主任が学生便覧の活用方法を説明し、学生便覧に沿って、学習を進める上でのガイダンスを実施している。このほか、4月に行われる1年次学生の合宿研修で、学科主任が学習全般にわたるガイダンスを実施している。各学年ともに、年度始めにシラバスを配付し、授業担当教員が、履修上の注意、学習方法などを解説しているほか、オフィスアワーの設定時間を確認するガイダンスを実施している。特に、3年次の学生に対しては、11月に行われる合宿研修で、専門分野に関連する企業見学とともに、学科主任、担任を中心として専門科目に関するガイダンスを実施している。専攻科課程の学生に対しては、学習を進める上でのガイダンスのため専攻科履修の手引きを作成・配付しており、専攻主任がガイダンスを実施している。

学生の自主的学習を進める上での相談・助言は、準学士課程では、学級担任が教員マニュアルの指導方法を参考に日常的に指導・助言を行うほか、全教員が週1回以上のオフィスアワーを設定し、学生からの相談に対する助言を行っている。専攻科課程では、専攻主任により指導・助言が行われているほか、学生に配付される「専攻科履修の手引き」により説明が行われている。

これらのことから、学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されており、また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能していると判断する。

7-1-② 自主的学習環境（例えば、自主学习スペース、図書館等が考えられる。）及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境として、各教室のほか、情報処理センター、機械実習工場、図書館が整備されている。情報処理センターは、情報処理演習室が3室と小演習室が整備され、学内無線LANにより、校内のどこからでもネットワークの利用が可能となっており、レポートやプレゼンテーション資料の作成などに活用されている。また、e-learning環境が整備されており、自宅でも自主的学習が可能となっている。

機械実習工場は、学生の自主的活動であるロボットコンテスト、デザインコンテストなど各種コンテストや自主的、創造的学習活動である「オンリー1プロジェクト」に利用できるように整備されており、指導教員の許可を得て使用願を提出することにより、休日も含めて、22時までの利用が可能となっており、コンテスト参加チームの学生等に有効に活用されている。

図書館は、閲覧・学習スペース及びマルチメディアルームを備え、平日20時まで開館しているほか、

土曜日も開館している。また、長期休業中も、平日 17 時まで開館しており、学生の自主的学習の場として整備され、活用されている。

また、教室は放課後に予習・復習を行う場として利用されているほか、数学科主催の「朝の学習室」などに利用されている。

福利厚生施設として、食堂、売店、談話室のほか、保健室、学生相談室を併設する「養高館」が整備されており、有効に活用されている。また、キャンパス生活環境として、休憩スペース、リフレッシュコーナー、専攻科学生室、談話室が設けられている。

これらのことから、自主的学習環境及びキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズ（例えば、資格試験や検定試験受講、外国留学等に関する学習支援等が考えられる。）が適切に把握されているか。

学習支援に関する学生のニーズを把握するため、学生に対しアンケート調査を行っているほか、オフィスアワー、担任による面談、授業評価アンケートに設けられた自由記述欄、在学生アンケートに設けられた自由記述欄などにより、学習支援に関する学生のニーズを把握する体制となっている。これらにより、各種資格取得についての支援や留学支援などに関する学生の意見、要望が把握されている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 資格試験や検定試験受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。

検定試験受講に関する支援として、TOE I C を重視しており、TOE I C の I P テストを実施し、学生の便宜を図っているほか、専攻科課程の「オーラルコミュニケーション I」などの授業内容も TOE I C 受験を支援する内容となっている。その他、図書館には TOE I C に関する補助教材が配備されており、情報処理センターでは TOE I C 受験対策のソフトウェアが所蔵されている。

資格試験に関する支援として、工業英語検定に対しては、授業内容に工業英語検定受験を支援する演習内容が盛り込まれており、電気工事士技能試験に対しては、担任によるガイダンスのほか、実技指導を実施しており、情報処理技術者資格に対しては、講習を実施し、建築士資格に対しては、建築学科「建築設計 V」の授業内容に建築士受験を支援する内容を盛り込むなどの支援体制がとられている。

外国留学に対しては、留学先で修得した単位を当校での履修とみなし単位を認定することで、留学が学年修了や卒業に当たって、可能な限り支障がないように配慮している。また、中国杭州職業技術学院との学術交流協定を締結することにより、学生の海外語学研修先の選択肢を増やしている。

これらの資格試験や検定試験受講、外国留学のための支援体制により、在学中に多くの学生が各種資格を取得しているほか、アメリカ合衆国やカナダへの留学の実績がある。

これらのことから、資格試験や検定試験受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能していると判断する。

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生等）が考えられる。）への学習支援体制が整備されているか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生に対しては、指導教員及び学生チューターによる支援体制が整備され支援が行われているほか、3 年次までに修得すべき専門科目を履修させるため、特別の教育課程を設定して支援している。

編入学生に対しては、入学前に複数回の登校日を設け、数学、英語、ドイツ語、及び専門教科の事前指導を行い支援している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援体制が整備されており、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-1-⑥ 学生のクラブ活動や学生会等の課外活動に対する支援体制が整備され、機能しているか。

学生の部活動などの課外活動に対しては、教員が顧問として配置され、指導・助言が行われている。また、活動場所を提供し、運営費用に対して予算配分を行うなどの支援が行われているほか、対外的な活動に対して、移動手段としてスクールバスの提供、大会参加費の支援が行われている。年度末にはクラブリーダー研修会を開催し、学生主事、指導教員が適切な助言を行っている。

学生会活動に対しては、学生主事を中心とした指導教員により、指導・助言が行われており、特に、学生会主催の高専祭、文化発表会、球技大会などで、指導・助言が行われている。

これらのことから、課外活動に対する支援体制が整備され、機能していると判断する。

7-2-① 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

学生の生活面や経済面に関する指導・相談・助言は、主として学級担任、補導委員会委員、看護師、学生相談室員、専門のカウンセラーによって行われており、学生主事が全体を掌握する体制となっている。

学級担任は、学習指導、生活指導、奨学金の連絡などについて日常的に指導に当たり、半年ごとに学生に「生活の記録」を書かせることにより、学生自身が生活面について考えるように指導している。

補導委員会は、補導委員会規則に基づき、学生指導、奨学金、福利厚生、保健衛生などについて、生活面や経済面での指導・助言を行っており、夏季休業や冬季休業の前に休暇中の生活心得を保護者と学生に配付することにより、有意義な休暇を学生が過ごすよう指導している。

学生相談室員・看護師・専門のカウンセラーは、学生個人のプライバシーに留意し、学生相談室や保健室で学生の生活上の悩みやセクシュアル・ハラスメントの相談に応じている。

また、授業料免除、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、その他の奨学制度について、学生便覧、掲示板のほか、学級担任を通じて学生に案内されており、経済面の支援が行われている。

これらのことから、学生の生活や経済面に関わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能していると判断する。

7-2-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生に対しては、外国人留学生規則に基づき支援を行う体制となっている。各学科の留学生指導教員、寮務主事、寮務委員、学生チューターなどが支援・指導を行っており、主な支援内容は、授業料、入学料及び検定料の免除、留学生用の特別な教育課程の編成などとなっている。留学生には、原則として学生寮を居住場所として提供し、学生寮には留学生専用のシャワー室のほか、宗教上の理由から自炊する学生のための補食室が整備されている。また、留学生活の支援、及び母国との連絡に電子メールが使えるようコンピュータ室が設置されている。

障害のある学生に対しては、準学士課程1、2年次と専攻科が使用する建物にスロープ、エレベータ・障害者用トイレが設置されているほか、学生寮に障害者用トイレが設置されており、バリアフリー化が進

められている。また、教職員が救命講習を受け、心停止に対応するためのAED（自動体外式除細動器）を2ヶ所に配備している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者に対して、生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-2-③ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

学生寮は、男子寮2棟、女子寮1棟があり、各棟に補食談話室が整備され、各階には洗面・洗濯室が配置されているほか、学生寮全体で使用する食堂、浴室などが整備されている。

学生寮の管理運営は、寮務主事、寮務主事補佐、寮務委員、学生課長、寮務係長によって行われ、寮務委員会が管理運営に必要な事項の審議を行っている。規則正しい生活を送るために日課が定められており、当直を行う2名の教職員により、日常の安全管理、健康管理等が行われている。

学習面では、日課の中で自習時間が設定されており、多目的室や各自の部屋を学習室として活用し、3、4年次の学生が当番制でPT（Peer Tutor）として、低学年生の学習指導に当たっている。また、各棟のコンピュータ室には、インターネットに接続されたパソコン、プリンタが整備されており、報告書の作成や学習参考資料の収集に利用されているほか、無線LANを整備し、コンピュータ室以外でもパソコンを活用した自主的学習を可能としている。

これらのことから、学生寮は、学生の生活及び勉学の場として有効に機能していると判断する。

7-2-④ 就職や進学などの進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

就職や進学などの進路指導について、学校全体の取組としては、2年次に地域の企業や大学などへの学外見学を実施しており、就職・進学活動を始める直前の4年次と専攻科課程1年次には、外部講師による講演会や進路指導ガイダンスを実施している。また、学生課が窓口となり、企業からの求人申し込みや大学等からの学生募集要項を受け付けており、その情報をウェブサイト、広報誌「石川高専だより」、学校要覧などで学生や保護者に提供している。

各学科での取組として、3年次の学級担任が地域の企業や大学等の見学会を計画・実施し、4年次では、県外の企業等へ見学旅行を行っているほか、学科ごとに、海外への見学旅行、低学年での企業見学などを実施し、学生の進路決定への意識を啓発している。

進路担当教員による取組として、4年次の春季休業中に学科主任、5年次の学級担任が学生、保護者と面談を行い、進路相談と就職・進学の希望を調査している。学科主任は企業の求人者と面談し、学生に情報の提供・説明を行っており、5年次の学級担任は大学などの学生募集要項や過去の進学先等の情報を学生に提供し、学生の進路先決定を支援している。学生の進路希望先の決定に際しては、学生との個人面談で相談・助言を行い、進路希望先決定後には、学生課の協力により応募関係書類作成と面接試験の指導を行うなどの、支援が行われている。

また、卒業生を対象とした、石川県内における再就職支援活動について相互に協力を行う協定を石川県と締結し、求人情報の提供と技術講習・相談等の活動を必要に応じて行っており、この活動をウェブサイトで紹介し、卒業生への周知を図っている。

これらのことから、就職や進学などの進路指導を行う体制が整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 卒業生を対象とした、石川県内における再就職支援活動について相互に協力を行う協定を石川県と締結し、求人情報の提供と技術講習・相談等の活動を必要に応じて行っていることは特色ある取組である。

基準 8 施設・設備

- 8-1 教育課程に対応して施設、設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館等、実験・実習工場さらには職業教育のための練習船等の設備等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備として、管理棟・各専門学科棟、専攻科棟、トライアルセンター・一般教育科棟（低学年棟）、情報処理センター、機械実習工場、高電圧実験棟、図書館、風洞実験棟、サークル共用棟、合宿研修施設、福利施設棟、体育館、武道場、学生寮、陸上競技場、野球場、テニスコート、プール等が整備されている。

校舎等について、平成 13 年度以降耐震補強及び教室の狭隘化解消等を目的として改修工事を実施し、教室の狭隘化解消とともに、冷暖房設備、情報コンセント・アクセスポイント、液晶プロジェクター、スクリーン等を設置し、学習環境の改善を図り、パソコンを利用した講義を可能としている。視聴覚教室、語学演習室、その他の特別教室がその目的に沿って、演習などに活用されているなど、各施設の教室、実験室、研究室等は、授業や研究指導に活用されている。

専門学科実験室・研究室は、それぞれ学生実験、本科卒業研究、専攻科特別研究等に活用しており、必要な実験研究機材を整備している。独立した実験棟として風洞実験棟及び高電圧実験棟が設置されており、卒業研究、特別研究等に活用されている。

実習工場は実践的な安全教育を含めた学生の工作実習、工学実験、卒業研究、専攻科特別研究等に活用されているほか、ロボコン等を目的としたメカトロニクス分野での学生の自主的学習・製作に活用されている。

施設のバリアフリー化については、トライアル棟入りロスロープ、自動ドア、エレベータの設置のほか、各専門学科棟玄関のスロープ化など、施設の整備が進められている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

学内情報ネットワークの構築及び管理運営は情報処理センターが当たっており、センターの管理運営を円滑に行うため、情報処理センター委員会が設置されている。

情報ネットワークのセキュリティシステムは、ネットワークを教育・研究LANと事務LANに論理的に分け、各LANとインターネットの接続点にファイアウォールを設けることにより、学業成績等の個人情報情報の保護に配慮しているほか、学術情報ネットワーク(SINET)、商用ネットワークに接続しており、

一方のネットワークに事故が生じた場合にも対応できるようになっている。校内ネットワークに接続する端末はすべて情報処理センター若しくはサーバ別に登録し、適切に管理している。

セキュリティポリシーを平成 15 年度に制定し、ウェブサイトで校内に公開しているほか、セキュリティポリシーを解説した「情報セキュリティ全校個人マニュアル」を教職員及び学生に配付し、周知徹底を図っている。

このようなセキュリティ管理の下、情報ネットワークが「高セキュリティギガビットイーサネット及び無線 LAN システム」として構築され、コアスイッチを核として、完全二重化された光ファイバー網で各専門学科棟のエッジスイッチとスター状に構成されている。

授業等で学生が利用可能なパソコンは、情報処理演習室などに 140 台整備されているほか、電子情報工学科では学生を対象とした学習用のノートパソコンの個人購入を実施しており、これらのパソコンがアクセスポイントを介して無線 LAN に接続されている。また、学生寮においても寮内無線 LAN へ個人所有のパソコンの接続を認めている。これら無線 LAN への接続希望者に対して講習会を実施し、一定の要件を満たした者にのみ接続を認め、セキュリティを確保すると共に、学生の自主的学習にも十分活用されるよう配慮されている。

また、利用促進を図るため、情報ネットワーク利用の際の注意を冊子「すまいる 石川工業高等専門学校ネットワークマナー」にまとめ、学生に配付すると共に、ウェブサイトに情報処理センター利用案内、情報処理センター学内向けのページを作成し、学生の便宜を図っている。

これらの情報ネットワークサービスに対する教職員・学生の満足度調査結果では、学生の満足度がやや低く現れているものの、全体としては満足しているとの結果が得られている。

これらのことから、情報ネットワークが十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

図書館には、一般教養書、理工系分野の図書・学術雑誌、各分野の専門書、一般教養書のほか、CD、DVD等の視聴覚資料が系統的に整備されている。図書の購入は、学生からの希望に応じ、図書館委員会で選定されているほか、教育・研究の必要性に応じた一般教育科を含めた各学科からの推薦に基づき決定され、整備が進められている。

図書館棟は、閲覧室、書庫、マルチメディアルーム及び視聴覚教室等で構成され、平日は 20 時まで開館しているほか、土曜日や長期休業期間中にも開館し、利用者の便宜を図っている。また、電子ジャーナル、文献検索データベースや LAN による蔵書検索を可能としている。

図書館の利用促進のための取組として、入学時に図書館の利用について説明が行われているほか、クラス別図書館利用ガイダンスの実施、図書館利用案内リーフレットの発行、図書館報「灯火」の発行、「文芸コンクール」の実施などが行われており、図書館入館者数、図書貸出状況、視聴覚資料の利用状況などから、活用されている状況にある。

これらのことから、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。

教育活動の実態を示すデータや資料として、シラバス、成績評価資料、学生による授業評価アンケート結果、課外活動状況、進学や就職状況、卒業生等に対するアンケート結果、総合企画会議や主任会議などによる授業の計画と実施、学生の活動、教員の活動及び学校の体制に関するデータや資料が、学生課教務係、学生係、総務課総務係、企画室等を中心とした関係部署において、収集・蓄積されている。

評価を実施する体制としては、中期計画・評価部会、自己点検評価部会、認証評価部会、JABEE部会、施設点検評価委員会、FD委員会、教員間ネットワーク委員会などの整備されている。これらの委員会等による評価に基づいて、総合的な評価を行う将来構想計画委員会が組織されている。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されていると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生の意見を聴取するための授業評価アンケートとして「授業方法改善のためのアンケート」が年2回すべての科目について実施されているほか、「生活環境・生活支援に対する学生の満足度調査」が実施されている。

これらのアンケート結果及びアンケート結果に基づく分析については、平成 20 年 3 月に発行を予定している「自己点検評価書『明日に向けて』第 5 報」に掲載されることになっており、準備が進められている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

準学士課程卒業生、専攻科課程修了生に対して、学科構成・専攻構成、学習目標、教育課程等について、意見の聴取を行うためのアンケート調査が平成 18 年 12 月に実施されている。

また、卒業生・修了生の就職先企業関係者に対して、学科構成・専攻構成、学習目標、学生の学力・資質・能力等について、意見の聴取を行うためのアンケート調査も併せて実施されている。

これらのアンケート結果及びアンケート結果に基づく分析については、平成 20 年 3 月に発行を予定し

ている「自己点検評価書『明日に向けて』第5報」に掲載されることになっており、準備が進められている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 各種の評価（例えば、自己点検・評価、教員の教育活動に関する評価、学生による達成度評価等が考えられる。）の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

各種の評価結果については、将来構想計画委員会が分析を行い、必要に応じて総合企画会議の検討事項として取り上げられており、総合企画会議で改善の必要があると判断された事項は、所轄の主事を通じて各委員会や各学科の意見を求めた上で対策や改善策が検討され、主任会議を経て教員会議や学科会議で各教員に周知し、実行されるシステムとなっている。このシステムの中にFD委員会があり、授業公開による評価や授業アンケートによる評価を進めている。これらの評価を受けて授業の内容の改善が図られており、その結果は、授業アンケートの評価結果に現れている。

これらのことから、各種の評価の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。

学生による授業評価アンケート結果を受けて、授業方法についての6つの評価項目のすべての評価が4段階評価で2.5以下の科目の担当教員に対して、FD委員会が授業改善計画書の提出を求めている。

個々の教員は、授業改善計画書に基づき、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っており、学校は改善活動状況を授業改善計画書のほか、4段階で評価されている授業評価アンケート項目の評価結果数値の推移を確認することによって、個々の教員の改善状況を把握している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っており、また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握していると判断する。

9-1-⑥ 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。

個々の教員は、各自の専門分野の研究に取り組んでおり、その成果を卒業研究指導、特別研究指導に活かしている。

また、専門分野の研究や教育教材の研究の成果として、教科書の執筆が行われており、授業に活かされている。

さらに、教育方法に関する研究が展開されており、「語用論的知識を活用した英語コミュニケーション能力育成について」、「分子動力学法教育のための動画を用いた教育効果に関する考察」、「Open Content に基づく信号画像処理教育用コンテンツの開発」、「『ものづくりワークショップ』を通じた地域との連携による実践的建築教育の試み」など、教育の改善に直接結び付けられている研究が行われている。

これらのことから、研究活動が教育の質の改善に寄与していると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、組織として適切な方法で実施されているか。

FD委員会により、授業評価アンケート、教員研修会、授業公開などが行われている。

授業評価アンケートは、年2回、すべての授業科目について実施されている。

教員研修会は平成16年度、17年度に1泊2日の日程で各1回行われ、平成18年度は、「50分授業の是非」、「低学年・高学年に対して同一の教育でよいのか」などのテーマで班別討議を行うなどの内容で、半日程度の研修会を4回開催している。

授業公開は、年に1回、1週間の日程で行われており、教員相互の授業参観を行うほか、保護者へも公開されている。教育改善に役立てるため、参加者は、授業参観報告書を提出することとなっている。

これらのことから、ファカルティ・ディベロップメントが、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

学生による授業評価アンケートで、授業方法についての6つの評価項目のすべての評価が4段階評価で2.5以下の科目の担当教員には授業改善計画書と授業見学・報告書の提出を義務付けており、その結果、6つの評価項目のすべての評価が4段階評価で2.5以下の科目数の減少が顕著である。

また、授業公開を見学した教員が、その良い点を取り入れ自らの授業に反映することにより、授業評価アンケートの結果を前年よりさらに改善させている事例が見受けられる。

これらのことから、ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
当校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有していると判断する。

また、学校として健全な運営を行っており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
授業料、入学検定料、入学料等の諸収入の状況及び独立行政法人国立高等専門学校機構からの学校運営に必要な予算配分の状況から、教育研究活動を安定して遂行するための経常的な収入が確保されていると判断する。

10-2-① 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

収支に係る計画は、予算編成方針に基づく配分案が総合企画会議及び主任会議において審議・決定されている。

また、この計画については、各学科主任による学科会議での報告及び、事務部長を通じて主任会議の議事録及び配付資料を回覧することにより全教職員に明示されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。
収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算については、校長が予算編成方針を決定し、総合企画会議及び主任会議で審議・決定された配分案に基づき、関係部署に配分されている。

また、教育研究活動の目的・目標を効果的に達成するため、校長裁量経費を設けている。校長裁量経費は特別教育研究経費、学科傾斜配分経費等に区分され、「学科運営に係る校長ヒアリング」において各学科から提出される資料及び学科主任からの説明に基づき、評価を行い、校長が配分する学科及び配分額を決

定している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

学校を設置する法人である独立行政法人国立高等専門学校機構の財務諸表が、官報において公告され、ウェブサイトにも掲載されており、適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

会計監査については、独立行政法人国立高等専門学校機構において会計監査人による外部監査及び当校の会計監査の実施要領に基づく内部監査が実施されているほか、東海・北陸地区の国立校等専門学校間の相互監査も実施されている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
 11-2 学校の目的を達成するために、外部有識者の意見が適切に管理運営に反映されていること。
 11-3 学校の目的を達成するために、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

校長は、学校教育法に定められているように「校務を掌り、所属職員を監督する」ことをその職務としている。また、教員組織規則に基づき、教務主事、学生主事、寮務主事、研究主事、図書情報主事が置かれ、その役割が明確に定められている。校長を補佐する体制として、副校長を置き、教務主事がその任に当たっているほか、学生主事、寮務主事、研究主事、図書情報主事が校長補佐として校長の職務を補佐することとしている。

各種委員会として、校長が直接議長を務める将来構想計画委員会のほか、教務委員会、学生委員会など各主事が分掌する委員会が設置されており、各委員会規則によりその役割が明確に定められている。

校長が議長を務める将来構想計画委員会などから提案される重要案件は、校長が主催する総合企画会議で検討し、必要に応じて、校長の命を受けた各主事が分掌する委員会で具体策が検討され、検討結果を総合企画会議で審議し、これを受けて主任会議で審議し、決定する態勢となっている。また、各種決定事項の周知徹底を図るため全教員が出席する教員会議において、連絡調整を行うこととしている。教員会議においては、校長の諮問事項について直接に審議が行われている。これらの態勢により、校長のリーダーシップの下で意志決定が行われており、学校における最終決定権は校長が有している。

これらのことから、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっていると判断する。

11-1-② 管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

管理運営に関する各種委員会として、将来構想計画委員会、教務委員会、学生支援委員会などの委員会が設置されており、それぞれ各委員会規則によって、役割を適切に分担して活動している。

事務部には総務課及び学生課の2課が置かれており、さらに、総務課には企画室が置かれている。職務内容は、事務分掌細則により明確に定められており、役割を分担して事務部長の指揮監督の下、学校の管理運営に参画している。

これらのことから、管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動していると判断する。

11-1-③ 管理運営の諸規定が整備されているか。

学則をはじめ、教員組織規則、事務組織規則、事務分掌細則のほか、各種会議・委員会等に係る規則が

整備されており、これらの規則等は、教職員が閲覧できるよう学内ウェブサイトに公開されている。

これらのことから、管理運営の諸規定が整備されていると判断する。

11-2-① 外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。

平成16年12月に、広く学外有識者から意見を求めるために、学外有識者から構成される運営協議会を設置し、年1回開催されている。運営協議会による提言を受けて、検討が行われた結果、中国杭州職業技術学院との学術協定締結、津幡町との連携協定締結、石川県との再就職支援協定締結などの取組が行われている。

これらのことから、外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-3-① 自己点検・評価（や第三者評価）が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されているか。

平成4年4月に自己点検評価委員会を設置し、現在は将来構想計画委員会の中の自己点検評価部会として、活動を行っている。平成7年、平成9年、平成12年、平成16年の4回、教育活動、研究活動、国際交流、教育運営・財政など総合的な状況についての自己点検評価が実施されている。

評価結果は、報告書としてまとめられ、文部科学省、独立行政法人国立高等専門学校機構、石川県及び近隣の大学に送付されているほか、全教員及び係長以上の事務職員などに配付されている。また、ウェブサイトで公開されており、学校外からの閲覧を可能とすることで広く社会に公表されている。

この他、第三者評価である日本技術者教育認定機構によるプログラム評価を受審し、平成17年度に認定を受けており、認定を受けた教育プログラムと認定結果はウェブサイトで公開されている。

これらのことから、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価や第三者評価が行われ、かつ、それらの評価結果が公表されていると判断する。

11-3-② 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

各種の評価結果に対して、将来構想計画委員会が分析を行い、必要に応じて総合企画会議の検討事項として取り上げており、総合企画会議で改善の必要があると判断された事項は、所轄の主事を通じて各委員会や各学科の意見を求めた上で対策や改善策が検討され、主任会議を経て教員会議や学科会議で各教員に周知し、実行される仕組みとなっている。

平成17年度に受審した外部評価であるJABEE審査で、教育点検・改善システムについて、各種委員会等の組織の役割と関連がわかりにくいとの指摘を受けて、JABEE部会・認証評価部会が検討を行い、現行の教育改善システムに変更している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善に結び付けられるシステムが整備され、有効に運営されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 高等専門学校名 石川工業高等専門学校

(2) 所在地 石川県河北郡津幡町北中条タ1

(3) 学科等の構成

学科： 機械工学科，電気工学科，
電子情報工学科，環境都市工学科，
建築学科

専攻科： 電子機械工学専攻，環境建設工学専攻

(4) 学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数	単位：人					
準学士課程	1年	2年	3年	4年	5年	計
機械工学科	42	41	43	38	41	205
電気工学科	42	43	44	45	42	216
電子情報工学科	42	42	43	40	34	201
環境都市工学科	41	48	38	45	38	210
建築学科	42	40	43	42	42	209
計	209	214	211	210	197	1041

専攻科課程	1年	2年	計		計
電子機械工学専攻	17	13	30	男子	828
環境建設工学専攻	10	11	21	女子	264
計	27	24	51	総計	1092

教員数 単位：人

	教授	准教授	講師	助教	計
一般教育科	9	10	4	0	23
機械工学科	4	4	2	1	11
電気工学科	3	5	0	2	10
電子情報工学科	4	3	3	0	10
環境都市工学科	5	3	2	2	12
建築学科	4	3	2	1	10
計	29	28	13	6	76

2 特徴

石川工業高等専門学校は(以下本校という)は、高専制度創設第4期校として昭和40年4月に設置された。開校時は機械工学科，電気工学科，土木工学科の3学科であったが昭和45年度には建築学科が設置されて4学科体制となり，さらに昭和62年度には電子情報工学科が設置されて現在の5学科体制となった。建築学科は，北陸地区の高専では唯一本校だけに設置された学科である。

平成6年度には土木工学科が環境都市工学科へ改組し，

また，高専の特色を生かした高度な実践的工学教育を実施するため平成12年度に2年間の専攻科を設置した。平成17年度には，日本技術者教育認定機構（JABEE）から，工学(融合複合・新領域)関連分野において，本校の教育プログラムが基準に合致するとして認定された。

本校は教育の基本理念として「人間性に富み，創造性豊かな実践力のある研究開発型技術者育成のための高等教育機関」を掲げ，準学士課程においては，理論的な基礎の上に乗っての実験・実習，実技を重視した実践的技術者教育，少人数クラス編成によるきめ細かな指導，創造性・積極性とともに国際性等を育む教育を行っている。

また，専攻科課程では，近年の科学技術の高度化，情報化，国際化に対応できるより高度な専門知識と技術を身につけた研究開発型技術者を養成するための教育を行っている。特に，平成18年度からは，3ヶ月の長期インターンシップを，専攻科1年生で開始し，事前・事後教育，創造工学演習などによる教育により，専門分野に関するより高度な技術と専門分野以外の幅広い知識を修得し，創造的な技術開発や先端技術にも対応でき，複眼的視野が持てる技術者を育成している。

さらに，総合技術開発能力のある学生の育成と地域産業界等との共同研究・技術交流により，本校の教育研究活動の一層の推進を図ることを目的として，平成12年度に，地域共同教育研究施設であるトライアル研究センターを創設した。

平成18年1月には地元の津幡町と連携協定を結び，産業の発展ならびに地域振興に関すること，生涯学習の推進に関すること，初等，中等教育及び高等教育の推進に関すること，学術・文化活動の充実に関することなどへの貢献の他，河北潟環境対策期成同盟会夢みらい研究会への参画などの活動を展開している。

さらに平成19年1月には中国の杭州職業技術学院と学術交流に関する連携協定を締結し，国際的にも活動の場を広げている。

学内ではe-learning学習環境の充実や，平成19年度における科学研究費補助金の交付額が高専で第1位，採択件数で第2位になるなど，教育・研究の両分野において優れた成果を残している。

ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

本校の基本理念、教育理念、そして教育目標は、平成16年4月からの独立行政法人化を前に、中期目標・中期計画策定委員会において確認と見直しを含めた検討が行われた。すなわち、教育研究の高度化、個性化、活性化を目的に導入される競争的環境の中で、高等教育機関として学生に対し、また社会に対して何をどのようになさねばならないかについて原点に立ち返り議論を重ね、本校の基本理念、教育理念、本科および専攻科の教育目標が定められた（自己点検評価書第4報）。その後、日本技術者教育認定機構（JABEE）、大学評価・学位授与機構が定める評価の動向を睨みながら、平成18年度の新たな学習目標の設定に伴い、教育目標は、養成すべき人材像として位置づけることになった。

1 石川高専の使命

本校はその使命として「石川工業高等専門学校は、人間性に富み、創造性豊かな実践力のある研究開発型技術者育成のための高等教育機関」を基本理念として掲げている。

2 石川高専の教育理念および養成すべき人材像

石川高専の教育理念と養成すべき人材像は次の通りである。教育理念は、技術者・工学者としてあるべき姿を示すものとして作成され、本校の教育活動はこれを達成すべく展開されるものである。また、養成すべき人材像は、教育理念をさらに具体的に明示したものであり、これらのうち(1)、(2)は教育理念1に、(3)、(4)は教育理念2に、(5)～(8)は教育理念3に、(9)、(10)は教育理念4に対応して定められたものである。

○ 石川工業高等専門学校の教育理念

1. 豊かな教養と誠実な人間性を育む教育
2. 創造的な能力と意欲を育む教育
3. 高度な科学技術に対応できる実践力を育む教育
4. 地域社会への関心と国際的な視野を育む教育

○ 養成すべき人材像

- (1) 幅広い視野を持ち、国際社会や地球環境を理解できる技術者
- (2) 社会的責任感と技術者としての倫理観を備えた技術者
- (3) 問題や課題に取り組み完遂するための気概と指導力、協調性を備えた技術者
- (4) 好奇心や目的意識・職業意識が旺盛で、十分な意欲を持つ技術者
- (5) 確実な基礎学力と体験や実技を通して備えた実践力を持つ技術者
- (6) 自ら問題を解決する能力（事象の理解、問題の発見、課題の設定・解決）を持つ技術者
- (7) 学習や研究の成果を論理的に記述し、発表し、討議する能力を持つ技術者
- (8) 学んだ知識を柔軟に活用できる応用力を持つ技術者
- (9) 地域との交流を通して積極的な社会参加の意識を持つ技術者
- (10) 相互理解の上に立ったコミュニケーション能力を持つ技術者

3 石川高専の学習目標（卒業（修了）時に身に付ける学力、資質・能力）

石川高専の学習目標は教育理念に比して分かりやすく、達成可能、かつ、それを検証できるものとして、平成18年1月に将来構想計画委員会において提案された。これらは従来の教育目標を踏まえ、本校の教育理念に沿って定められたものである。平成19年度のアドミッション・ポリシーの策定、入学予定者への周知などは、この新たな学習目標に基づいて行われた。

○ 準学士課程の学習目標

1. 技術者として必要な基礎学力と専門的知識を身につける。
2. 意欲的・実践的に、ものづくりや課題の解決に最後まで取り組むことができる。
3. 幅広い視点から自らの立場を理解し、社会や環境に配慮できる。
4. 自分の考えを正しく表現し、公正に意見を交換することができる。

○ 準学士課程の各学科の学習目標

機械工学科： 材料，エネルギー，計測制御，生産加工などの知識と技術を習得し，広い分野における「ものづくり」に応用することができる。

電気工学科： エネルギー，エレクトロニクス，制御，通信，コンピュータなどの知識と技術を習得し，「ものづくり」や課題の解決に応用できる。

電子情報工学科： 情報・電子・通信などの基礎知識と技術を習得し，システム設計・開発を行うことができる。

環境都市工学科： 暮らしを支える施設の整備，防災，環境保全に関する知識を習得し，より良い都市づくりを目的とした課題に対処することができる。

建築学科： 建築を取りまく文化や技術の基礎知識を習得し，住生活から地域・都市環境にわたる建築への様々な課題の解決に応用できる。

○ 専攻科課程の学習目標

- A. 科学技術や情報を利用してデザインし創造することに喜びを知り，たゆまず努力することができる。
- B. 問題を発見・提起し，修得した技術に関する知識や理論によって解析し，解決までできる。
- C. 国際社会を多面的に考えられる教養と語学力を持ち，社会や自然環境に配慮できる。
- D. 実践的な体験をとおして，地域の産業や社会が抱える課題に積極的に対処できる。
- E. チームプロジェクト等を遂行するに必要な計画性をそなえ，論理的な記述・発表ができる。

○ 専攻科課程の各専攻の学習目標

電子機械工学専攻： 機械，電気，電子，情報などの専門分野に関する高度な技術と専門以外の幅広い知識を修得し，修得した技術を活用することができる。

環境建設工学専攻： 快適な生活空間を設計する居住計画，都市計画などの専門分野に関する生活・住環境に優しい技術と専門以外の幅広い知識を修得し，修得した技術を活用することができる。

iii 自己評価の概要（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

基準 1 高等専門学校の目的

本校の使命としての基本方針，教育研究活動を実施する上での基本方針としての教育理念および養成すべき人材像，達成しようとしている基本的な成果として準学士課程と専攻科課程の学習目標が明確に定められている。

本校の学則には石川工業高等専門学校が定める目的が学校教育法第70条の2に沿ったものとして定められ，基本理念および準学士課程と専攻科課程の学習目標のそれぞれが学校教育法第70条の2に述べられている「深く専門の学芸を教授」し「職業に必要な能力を育成」に適合していることが示されている。

本校の教育理念とともに，学生にとって特に重要な学習目標は，さまざまな方法と機会を通じて周知を徹底している。周知の状況を把握するために教員，事務職員および技術職員，学生を対象とするアンケートを実施している。アンケート結果から教員への周知は十分になされていると判断されるが，学生に対しては周知されているとはいいがたい面があり，今後，さらに周知度を向上させる取り組みが必要と考えている。

本校の教育の目的は，学校要覧，学生募集要項，ウェブページを通して，広く社会一般に公表されている。また学生の就職先企業を対象にして行われた学習目標の達成状況調査によって学習目標の周知を図っている。

基準 2 教育組織（実施体制）

学科構成は工学の幅広い分野を網羅する機械工学，電気工学，電子情報工学，環境都市工学，建築学の5学科により体系的に構成され，教育の目的を達成するよう十分配慮したものとなっており，学校教育法に適合し，またその内容と目的が本校の準学士課程の学習目標と整合性が取れ，適切なものとなっている。専攻科を構成する2専攻は，準学士課程の5学科の専門分野を基盤とし，その上に各学科の専門分野を複合・融合する形で体系的に構成されており，専攻科は準学士課程の卒業生を対象にして「精深な程度において，特別の事項を教授し，その研究を指導することを目的」とした教育研究を行っており，学校教育法に適合している。また，本校における専攻科の学習目標とも整合性がとれている。

本校における全学的なセンターとして，情報処理センターおよびトライアル研究センターが設置され，情報処理教育および総合技術開発能力のある学生の育成の場として活用されており，高度な科学技術の教育・研究推進の中核として必要不可欠なものとなっている。特に情報処理センターでは近年 e-learning システムを導入するなど，同センターは本校の教育の目的を達成するために不可欠なものとなっている。

教育課程全体を有効に展開するための企画調整・検討・運営体制として将来構想計画委員会，総合企画会議をはじめ教務委員会，専攻科委員会などが整備され，各種委員会は教育改善プロセスを構成し，教育・学習の計画，実施・運用，点検，改善・見直しの活動がなされ，校長を頂点とした組織の責任体制も明確である。委員会は，毎月定例で会議を開催し，教育課程など重要事項を審議はじめとする活動が適切に行われ，その結果は主任会議で報告されるなど，教員に周知されている。

教員間ネットワーク委員会を中心に，一般科目担当教員と専門学科教員の間で科目ごとに連絡会が開催され，それぞれの活動がシラバスの改定など教育改善につながっている。

学級担任制度が整備され，教員マニュアルにしたがって適正な活動を行っており，その活動状況は活動報告書によって示されている。

学生課は学生係・教務係を中心として学級担任の補助にあたり，学級担任の役割を定めた教員マニュアルも学級担任の教育活動に対する支援といえることができる。

課外活動に対しても顧問教員会議を通じた支援などで教員の部活動顧問の活動に対する検討がなされるなど，その活動が円滑に行われている。また，事務組織においても学生課の各担当係を通じたさまざまな支援体制が整

備され、実行されている。

基準3 教員及び教育支援者

一般科目担当教員は専任教員23名（高等専門学校設置基準による定員数は22名）と非常勤講師21名から構成されており、また、教育課程表に配当された科目構成に対してバランスのとれた専門分野の配置となっている。専任教員にあつては専門分野や担当時間数の均衡化にも配慮している。特に、外国人の専任教員を配置し、実践的な英会話能力修得のための科目に充てるなど、一般科目の学習目標達成のために適切な教員配置を行っている。修士以上の学歴を持つ教員の割合が極めて高く（91%、21名/23名）、平成19年度科学研究費補助金の採択率も高い（30%、7名/23名）。

専門科目担当教員は助教を含め5学科で53名が配置されている。専門科目では特に学習目標「1.基礎学力と専門知識」、「2.課題の解決」を達成するために構成された教育課程を教えるに十分な資格を持つ教員によって構成されている。また電子情報工学科には第1級無線技術士の資格を持つ者1名、建築学科には1級建築士の資格を有する者3名および1級建築士と技術士の両資格を有する者1名を配属している。

専攻科では、一般科目、専門共通科目、専門展開科目を配備し、専攻科課程の学習目標を十分に達成するための教育課程を構築している。専攻科を担当する教員は博士の学位を有する講師以上の常勤教員が主体であり、平成17年度に大学評価・学位授与機構による再審査を受け、「適」の認定を受けている。この教育課程は、教員の専門分野や担当授業科目数の均衡化等を配慮し、適切な教員配置のもとに実施されている。

教員組織の活動をより活性化するため、教員採用においては公募制を導入しており、年齢構成や性別による職位の均衡化に配慮した選考が行われている。また、実践的な教育を施すため、教育経歴および実務経験のある教員採用を行うとともに、博士の学位取得者数を高める努力を行っている。学生の国際性向上を図るため、外国人の専任教員を採用している。

採用や昇格に関する手続きの規定および教員選考に係る処理フローは明確かつ適切に定められ、適切な運用がなされている。審査に際しては模擬授業を課して教育能力の評価を行っている。昇格に際しても、採用に準じた規定が適用されるほか、所属学科の教授による教育能力の評価が行われている。

教員の教育活動を評価する委員会として教育業績評価委員会が設置されており、評価結果による優秀教員の表彰を行っている。

事務部は総務課と学生課の2課から構成され、教育課程の展開に直接的に関係するのは、総務課の図書係、学生課の教務係および技術職員である。図書係では教育・研究に必要な文献の管理および貸出、学術情報の提供、教務係では、授業、成績、異動、履修などの教育支援業務を的確に実施するため適切な人員配置を行っている。一部の業務では、学内LANを活用したオンラインシステムを構築し処理の効率化を図っている。技術職員は、学生の実験・実習の技術的支援や教職員からの技術相談等を行うため、専門性を考慮して適切に配属されている。

以上のことから、本校において編成された教育課程を展開するのに必要な教員および教育支援者が適切に配置されている。

基準4 学生の受入

本校においては、教育目的、教育理念、および具体的な学習目標を定めており、それらに沿って、アドミッション・ポリシーを明確に定めており、また本校ウェブページに入学者の選抜方針を明記し、教職員に周知させるとともに、将来の学生（受験生）および社会にも公表している。

特に将来の学生にそれを周知させるために、中学校訪問のほか、中学校教員との懇談会、体験入学（オープンカレッジ）、学校説明会、中学生向け公開講座などでリーフレットを配布して周知を図っている。

準学士課程入学試験，4年次編入学試験，および専攻科入学試験のアドミッション・ポリシーは明示されており，いずれの試験に関しても，選抜方針は募集要項に明確に記載されている。

アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているかどうかについて入学試験委員会で検討され，改善が図られている。

またアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際におこなわれているかどうか分析・検証を行い，その結果を入学者選抜の改善に役立つよう組織的・継続的に議論がなされるよう十分配慮されている。

さらに実入学者数が，入学定員を大幅に超える，または大幅に下回る状況になっていない。

基準 5 教育内容及び方法

本校の教育課程は，学校教育法ならびに高等専門学校設置基準と本校が定めている「教育理念」，「学習目標」に則しており，授業カリキュラムは本校の学習目標を達成できるように編成され，専攻科課程では準学士課程との繋がりも考慮され，カリキュラムの体系的性が確保されている。科目の授業形態も学習目標を達成できるようにバランス良い授業形態になるよう配慮され，授業毎に学習目標を達成するための教材の工夫や情報機器の活用，そして学外実習や長期インターンシップ，PBLによる創造性の涵養等の取組みがなされている。また学生の多様なニーズや社会の動向に配慮して，卒業・修了生，就職先企業にアンケート調査を行い教育課程の適切さを検討し改善をしていく取組みもなされている。

シラバスは学習目標に沿って作成されている。試験問題はシラバスに記載した「学生の到達目標」に沿って作成され，学生の当該科目の達成状況を確実に評価できるシステムとなっている。

成績評価・単位認定，進級・卒業・修了認定については，その方法を学生便覧に記載し，専攻科生にはさらに「専攻科履修の手引き」を配布して，年度初めにおいてオリエンテーションや説明会を設けて学生に周知している。さらに試験の翌週に学生からの意見申し立ての機会を設けている。各科目の成績評価方法はシラバスに具体的に記載され，それにしたがって厳格に成績評価を行い，学年度末において，全教員参加の進級判定会議ならびに卒業・修了判定会議にて慎重に審議されている。

以上の他に準学士課程では，生活指導，課外活動，ホームルーム等により豊かな人間性を育むよう配慮するとともに，海外からの留学生や編入学生に対する支援も行われている。

専攻科課程における学生の研究指導においては，指導教員体制，予算処置等の支援，適切な研究テーマの設定がなされ，研究の成果は公に発表されており，学生が専攻科で修学するにふさわしい研究指導が行われている。

基準 6 教育の成果

本校では，目的に沿って定めた，学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力ごとにその達成要件の認定に関する規定を定めて，目的に沿った形で，養成する人物像，学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力等について，その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われている。

学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力ごとに配置された授業科目の単位取得状況，進級の状況，卒業（修了）時の状況，資格取得の状況，あるいは準学士課程・卒業研究，専攻科課程・特別研究，卒業制作などの内容・水準から判断して，各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について，教育の成果や効果が十分に上がっている。

卒業（修了）後の進路先は，学生が希望する企業や大学であり，教育の目的において意図する能力を十分に活用できる企業や大学である。この観点から，教育の目的において意図している養成しようとする人物像等について，就職や進学等の卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して，教育の成果や効果が上がっている。

学生が行う学習達成度調査の達成状況を確認した結果、準学士課程および専攻科課程ともに、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力の達成度は、4点満点評価中、全体平均で2.7点以上の評価が得られていることから、学校の意図する教育の成果や効果が上がっている。

卒業（修了）生や進路先などの関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取する取組を実施しており、その結果から判断して、本校として期待する教育の成果や効果が上がっている。なお、修了生によるアンケート結果では、低い評価になっている専攻科課程の修了時に身に付ける学力や資質・能力Cの「国際社会を多面的に考えられる教養と語学力を持ち、社会や自然環境に配慮できる」の語学力については、英語力向上のため、専攻科委員会で修了要件の改善を検討した。

基準7 学生支援等

学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されている。また、学生の自主的学習を進める上で、各教員のオフィスアワーの設定、「特別講義」として補充講義を行うなどの相談・助言体制が整備され、機能している。さらに、自主的学習を進めるための支援施設も十分に整備され、有効に活用されている。また、学習支援については、ホームルームなどを通じた日常的な指導や授業アンケート等によって、学生のニーズを把握しながら、常に改善に努めている。

TOEICに代表されるような資格試験や検定試験のための支援体制が整備され、機能している。

現在の本校における特別な学習支援が必要な者である留学生および編入学生については、それぞれチューター制度や特別なカリキュラムの編成および入学前の登校日の設定など、学習支援体制が整備され機能している。

学生の課外活動については、その自主性を尊重しつつ、物心両面からなる指導および支援体制が整備され、機能している。

生活に関わる指導・相談・助言には、多くの教職員が整備された体制の下で取り組んでいる。経済面に関わる相談・助言も、学級担任・補導委員・学生課職員が連携して取り組んでいる。

留学生に対しては、教員や学生チューターによる生活支援・指導体制が整えられ、居住する学生寮には留学生に配慮した設備も整備されている。また、障害のある学生のための施設・設備が一部校舎に設置されており、必要があれば校内全域に設置する用意がある。

学生寮の整備状況は、男子寮、女子寮とも通学困難な入寮希望者全員を収容できる定員を備えている。居室、自習室、談話室、学習室などにより、学生の生活や勉学の支援もなされている。また、寮務委員や当直教職員による日常の安全管理、健康管理、厚生補導が行われている。

進路指導については、低学年時から企業や大学の見学会、講演会などにより進路に関するガイダンスを実施している。学生は整理された進路資料を随時閲覧できる。保護者とは懇談会等を通じて、緊密に連携を図っている。進路の決定に際しては、進路担当教員による学生とのきめ細かな面談指導が行われている。卒業生に対する再就職支援について本校と石川県が協定を締結し、特色のある活動を行っている。

基準8 施設・設備

本校の施設設備に関しては、学校配置図や施設設備の現況の説明から明らかなように、本校の教育目標達成にふさわしいものとして整備されている。特に、教室は先に行われた改修工事によって面積および耐震性はもちろん冷暖房設備や、プロジェクターの設置など充実した教育環境として整備されている。また、情報処理センターや図書館等共同利用施設についても設備の充実が図られ、有効に活用されている。また、その他の特別教室等には、授業はもちろん学生の課外活動あるいは講演会などに利用されている。

バリアフリー化にあっては、トライアル棟入りロスロープ、自動ドア、エレベーターの設置のほか、各専門学

石川工業高等専門学校

科棟玄関のスロープ化を施しており、施設のバリアフリー化に順次取り組んでいる。また、入学時における障害を持つ学生に関する情報を関係する職員で共有し、支援体制を構築している。

本校にはギガビットイーサネットが完備し、校内全域において無線 LAN が利用可能になっている。このネットワークは情報処理センター委員会が管理しており、Scinet と 100M という非常に高速な接続を実現している。またそのセキュリティは情報ネットワークセキュリティ委員会が担当し、セキュリティ方針に沿って利用者のためのセキュリティマニュアルを配布している。

このネットワークは授業における各教室からの利用、授業および課外における情報処理演習室からの利用に供している。授業における利用率は秘奥に高く、3つの演習室はほとんど空き時間がないほどである。利用に対する便宜としてインターネットマナー集『すまいる』を発行し、また、ホームページには利用案内、学外向けeラーニングシステム、各種マニュアル、各種案内などが揃っている。

ネットワークの完備状況に対する学生アンケート、教員アンケートでは、教員に比べると学生の満足度はやや落ちるものの、全体としては満足度が高いという結果を得た。

図書館の運営は総務課図書係と図書情報主事所轄の図書館委員会の連携によって運営されている。図書館の基本である図書資料の購入は、教員の教育研究の必要性に応じた各学科の推薦に基づいて、さらに学生の希望に応じて図書館委員会によって決定されており、高等専門学校として技術者教育および研究に必要とされる十分な数および内容の図書資料が整備されている。

図書館の開館日数、開館時間等も適切に保たれ、また、利用促進のための活動も活発に行われている。図書館の利用および電子ジャーナル等の検索システムの整備に関する調査では全体としては高い満足度を示したものの、専攻科課程の学生だけはやや満足度が低いという結果を得ており、この点については的確な対応が望まれる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育活動の実態を示すデータや資料は、授業の計画と実施に関するもの(シラバス、成績評価資料など)、学生の活動に関するもの(課外活動、進路状況など)、教員に関するもの(授業評価アンケート、研究活動など)、学校の体制に関するもの(教育課程、入学試験など)と分類され、それぞれの性質に応じて学生課教務係・学生係、総務課総務係・企画室を中心に、定められた部署が収集保管している。また、収集・蓄積されたデータや資料に基づき、様々な視点から教育活動の実態を適切に評価できる体制が整備されている。

学生の意見聴取は、「授業方法改善のためのアンケート」として毎年2回全ての科目について実施されている。また、アンケートの集計結果は各教員にフィードバックされ、授業方法を改善してきている。学生の満足度調査、卒業生や進路先の企業からの意見の聴取なども定期的に行われるようになり、集計結果は自己点検評価報告書で公開するなどして、情報開示にも積極的に取り組むことにしている。

各種の評価を教育の質の向上に結びつけるシステムは将来構想計画委員会各部会、将来構想計画委員会、総合企画会議という一連の流れがそれに相当する。現在のところ、そのような評価を受けて教育課程の改善を行ったという明確な資料はないが、次期教育課程の改定に向けての準備が行われている。また、学生による達成度評価による教育の見直しも行われている。現在の教育課程は中期目標・中期計画の考え方に基づいて定められた。

個々の教員はそれぞれに授業の質の向上を図り、授業方法の改善等を行っている。本校には特別教育研究経費、教材開発費の制度が敷かれ、その応募状況も活発である。これらの制度は、教員の授業改善を支援するとともに、学校がその状況を把握する役割を果たしている。その報告会も行われ、それに伴って、それぞれの授業の工夫や開発した教材などを収集する体制が整いつつある。

教員の研究分野を活かした卒業研究・特別研究が行われていること、教科書等の執筆状況、学生と共著の論文発表の状況、教育学会および教育研究集会等での発表状況が示されている。

ファカルティ・ディベロップメントはFD委員会が中心となって行っており、その主な活動は、FD研修会の開催、学生による授業評価アンケートとそのフィードバック、公開授業とそのフィードバックなどである。これらは組織として実施されており、その一環である授業評価アンケートに基づいて各教員が授業を改善していくシステムが整っており、その改善効果も著しい。

基準 10 財務

本校では、教育研究活動を安定して遂行するために必要な資産を有しており、「授業料・入学料・検定料」収入と年度ごとに変動はあるものの「外部資金等」収入、更に「運営費交付金等」を加えた経常的収入については、継続的に確保されている。

財務上の基礎となる予算については、適切な収支バランスの把握のもと総合企画会議及び主任会議で活発に審議し、関係者に明示している。また、収支については、財務会計システムで一元管理されており、収入に基づき予算を配分し、予算の範囲内で執行を行っているため、支出超過となっていない。さらに、教育研究活動の目的・目標を効果的に達成するために校長裁量経費を設け、その内容の主なものとして「特別教育研究経費」及び「学科傾斜配分経費」があり、教員及び各学科等への公募により、校長及び副校長が審査・配分決定を行う等、適切かつ競争的な環境のもとに資源の配分を行っている。

財務諸表等については、機構本部に提出し、適正な形で公表されている。また、機構本部による監事監査及び内部監査等、財務に対しての会計監査等が適正に行われている。

基準 11 管理運営

校長をトップとして、役割が規則で定められている5主事と主事を補佐する主事補佐が配置されている。学校運営の重要事項については総合企画会議と主任会議で審議されて、必要ならば各主事を通じて所掌する各委員会において検討される。それらの審議を経て決定された事項は教員会議または学科会議で通知され、実行に移される。

学校の管理運営を担う委員会は定期的開催され、また、各委員会には事務職員が参加して委員会の審議結果が事務組織にも反映されるようになっている。

各課係には、分掌業務を担当する事務職員が適切に配置され、事務部長および各課長からの指示の下に業務を遂行している。また、定例会議の運営や予算の適切な執行等にあっても教職員間の密接な連携を保っており、迅速かつ効果的な対応が図られている。技術職員についても、学生の教育や技術支援の体制が適切に整えられている。

管理運営に関する諸規則が規則集で定められており、これらの諸規則は学内のウェブサイト（学内限定）に公開され、全教職員が必要に応じていつでも閲覧できるようになっている。また諸規則の改定があった場合は、全教職員にメールで通知している。

外部有識者からの提言・評価を念頭においた運営協議会が設置されており、これまでに活動を記録した報告書を3回刊行している。これらの提言は外部からの貴重な意見として学校運営に活用されている。

自己点検評価の取り組みは平成4年から継続して行われており、これまでに4回の報告書を刊行し、教職員に配布している。また本校ウェブサイトにも最新の報告書を公表している。平成17年度にはJABEE認定を受けている。

各種の評価結果を改善に結びつけるシステムとして拡大将来構想計画委員会が設置されている。この委員会は年2回開催される。年度末に行われる第2回委員会において当該年度の活動報告がなされ、それを踏まえて、今後、本校が取り組むべき事項への対応が協議され、同時に改善の指示が行われる。

iv 自己評価書等

対象高等専門学校から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/kousen/jiko_ishikawa.pdf